

令和3年8月17日

照会者名 三宅坂総合法律事務所  
弁護士 野間 昭男  
同 森川 友尋 殿  
同 小島 啓

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和3年7月9日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

#### 記

##### 1 回答

一般的に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の適用の有無については、発注者と受注者との間で締結された契約が、報酬を得て建設工事の完成を目的としているか否かによって判断することとなるが、照会のあった事実については、A社及びX社は、報酬を得て建設工事の完成を目的としているとはいえ、法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

##### 2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

建設工事の請負契約においては、建設工事の完成が契約の目的であり、当該工事により建設される目的物の完成に対して報酬が支払われることとなる。

発注者と受注者との間で締結された契約が、報酬を得て建設工事の完成を目的としており、建設工事の請負契約とみなされる場合には、委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、法の適用対象となる。この場合、請け負った建設工事が法第2条第1項に規定する建設工事であり、かつ軽微な建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事）に該当しないときは、建設業の許可を受けなければならない（法第3条第1項）。

照会のあった事実においては、A社が行う技術支援は、A社が建設工事を施工するものではなく、建設業者に対する単なる助言であるため、当該技術支援は法第2条第1項の建設工事に該当しないと考えられ、また、A社が行う設備機器設置後のシステムの動作確認及び全システムの作動確認・試運転の実施は、法第2条第1項の建設工事に該当しないと考えられることから、その限りにおいて、A社及びX社は建設業を営んでいるとはいえ、法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要はない。